



意見書

令和2年2月28日

電気通信紛争処理委員会
委員長 田村 幸一 殿

郵便番号 105-0001

住 所 東京都港区虎ノ門四丁目1番

氏 名 にほんつうしんかぶしきがいしゃ 日本通信株式会社

代表取締役社長 ふくだ なお 福田 尚

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

平成8年12月5日 A-08-1931

連絡先

株式会社N T T ドコモから電気通信紛争処理委員会に提出された令和2年2月18日付け「諮問第11号事案 裁定案に係る意見書」（経企第2877号）につきまして、電気通信紛争処理委員会による同月21日付け「諮問第11号事案に係る意見提出についての依頼」（電委第8号）に基づき、以下のとおり意見書を提出いたします。

なお、本意見書については、株式会社N T T ドコモに対し非開示とすることを希望する部分はありません。

問1 ドコモ意見書の P.5 の「ましてや、本裁定案は、秒単位課金や・・・ため、一切行えていない。」の段落に関し、反論があれば、証拠とともに回答願います。

(ご回答)

当社は、令和2年2月18日付意見書の2頁において、「本件卸音声サービスを提供するに当たって、ドコモ側に必要な技術的な準備は、課金や請求に係るシステム上の計算式の簡単な変更とデータ修正のみであると考えられます。従って、システム開発を理由としてサービス開始が遅延したり、過大なコストの負担が求められたりすることはないはずです。」と述べた。以下に、現在提供を受けている卸音声サービス(20秒/30円に一定の割引率を乗じたサービス)に付随してドコモから毎日受領している通話明細データ(通常、CDR(Call Detail Record)と呼ばれる)の内容を説明しながら、上記が事実であることを示す。

表1は、ドコモから受領しているCDRの例である。このうち(a)は、ドコモから受領しているCDRそのものであるが、個人情報保護等の観点から、実データを非開示とした。(b)は、ドコモから受領しているCDRの内容を説明するための例であり、形式は、ドコモから受領しているCDRと同一である。

表1：ドコモから受領している CDR

(a) ドコモから受領している CDR の例

電話番号(CUSTOMER NUI) 通信年月日 (DATE (曜日 (DAY) 通信開始時刻 (TIME) 通信先電話番号 (NL) 通信先 (DEST) 通信時間 (CALL) 通信料 (DIAL)

■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■

(b) ドコモから受領している CDR の内容

電話番号	通信年月日	曜日	通信開始時刻	通信先電話番号	通信先	通信時間	通信料
070-xxxx-xxxx	2020/2/1	土	9:50	088-yyy-yyyy	高知	01:05	60
070-xxxx-xxxx	2020/2/6	木	16:31	080-zzzz-zzzz	携帯	00:06	20
070-xxxx-xxxx	2020/2/9	日	12:26	080-aaaa-aaaa	携帯	05:01	220
070-xxxx-xxxx	2020/2/10	月	14:10	080-bbbb-bbbb	携帯	00:31	40

(b) に示す CDR の例は、電話番号 070-xxxx-xxxx の当社利用者が令和 2 年 2 月 1 日から同月 10 日までに発信した場合の例であり、通話先電話番号、通話先の属性（携帯／固定の区別等）、通話時間及び割引適用前の通話料金額が含まれている（例えば、A の場合は 1 分 5 秒の通話であり、30 秒未満である 5 秒を 30 秒単位に切り上げて、通話時間を 1 分 30 秒（30 秒が 3 回）と見なし、 $20 \text{ 円} \times 3 = 60 \text{ 円}$ として料金額が計算されている。）。

これが、本裁定案に基づく秒課金に変更された場合、変わるのは料金計算の部分のみである。即ち、秒課金の卸料金額を 0.1 円であると仮定すれば、この秒課金単価を通話時間（1 分 5 秒＝65 秒）に乗じて、通話料が 6.5 円に変更されるだけである。このように、秒課金に移行したとしても、課金システム上の簡単な修正により通話料の計算が可能である。即ち、現在の処理を以下のように変更すれば良い。

- ① 30 秒単位への切り上げ処理を行わない（従来の処理を省くことができる）。
- ② 通話時間を 30 秒単位で数えずに、交換機から送付される秒数でそのまま数える（従来の処理を省くことができる）。
- ③ 課金の単位金額を 30 秒単位から 1 秒単位に変更する（金額データのみ変更する）。
- ④ 上記②の通話秒数と上記③の単位金額を乗じて、通話料金を計算する（計算式は従前と変わらない）。

通話時間を秒単位で計算する方式は、我が国のみならず世界各国で伝統的に採用されている標準的な方式であり、これを 30 秒単位で計算し直すためには切り上げ処理のような処理の追加が必要であるから、むしろ秒単位でそのまま計算した方が簡単である。

このように、秒課金への変更や料金算定は、ドコモが主張する「既存の当社システムではそもそも対応できない内容」ではなく、「通常の技術者であれば、誰でもすぐに対応できる内容」である。また、以上のとおり、それぞれの通話に対する CDR のデータ量は秒課金なっても変わらないので、CDR を保持するための所要メモリ量も変わらない。

ドコモは、ドコモ意見書 5 頁において、「秒単位課金や膨大なデータを長期間（当年度に遡り精算を行う場合約 2 年間と想定）保持するシステムの開発」が必要であるとするが、ドコモは今でも 6 か月間は CDR を保持しているのであるから、必要なデータ容量は高々 4 倍であり、ドコモ自身が保持できないのであれば、業務委託先等において保持することは容易であるから、ドコモの指摘は当たらない。

この点、そもそも 6 か月以上前のデータは遡及精算のために必要なデータであるから、CDR 自体を保持しておく必要はなく、一定期間（例えば 6 か月間）における卸金額合計値を保持しておけば十分である。さらに、遡及精算は、現在、音声通話サービスに係る接続事業者間で行われている行為であるから、現在のシステムが利用でき、新たな機能開発は不要である。加えて、計算の大半はシステムによって実行されるため、人的稼働はほとんど増加しない。

以上のとおり、ドコモの主張は事実と反する。仮にドコモの技術陣が秒課金等に対応した開発を簡単に行えないのであれば、当社又は当社が委託するシステム開発会社が短期間のうちに上記の修正を行うことも可能である。いずれの場合も、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」及び「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の趣旨に則り、必要な範囲でドコモが適時に技術情報を開示することが求められる。

なお、ドコモは、「かかる開発等に当たっての検討や検証については、従前日本通信との間で具体的協議に至っておらず、また資料提供等も受けていないため、一切行えていない」としているが、上述のとおり、課金システム等に関する修正は軽微なので、通常であれば特段の協議は必要ないはずである。

問2 上記の他、ドコモ意見書に対して、意見があれば、理由及び証拠とともに提出願います。

（ご回答）

(1) 第 1 章 1. 「本裁定案は、電気通信事業法第 35 条第 3 項の「細目裁定」の要件を満たさない違法なものである」（ドコモ意見書 3 頁）について

裁定を求める事項 1 について、ドコモは、「音声卸役務の具体的な料金水準や提供条件について協議が行われていない」としているが、これは誤りである。その経緯は、令和元年 11 月 15 日付「卸電気通信役務の提供に係る裁定申請書」2 頁から 6 頁並びに令和元年 12 月 13 日付総務大臣宛意見書 5 頁及び 6 頁に記載したとおりであるが、以下に補足する。

令和元年 12 月 13 日付総務大臣宛意見書 5 頁に記載したとおり、当社は、例えば、平成 30 年 6 月 28 日付の文書「音声卸サービスに関する要望」（同意見書添付資料 1）や同年 7 月 13 日の協議（令和元年 12 月 6 日付ドコモ答弁書別紙「日本通信との協議

経緯②」)において、卸料金定額プランの提供とともに、秒課金や着信接続料の還元などについてもドコモと協議を行ってきた。即ち、当社は、令和元年10月1日付当社要望書「卸音声通話役務のご提供について」(裁定申請書添付資料13)を提出する以前から、「裁定を求める事項1」の基本となる事項についてドコモと協議を行い、具体的な案も提示している。

令和元年10月1日付当社要望書「卸音声通話役務のご提供について」の第1項は、上記のような提案を行ったにもかかわらず、ドコモが当社要望に明確な回答を示さなかったために、改めて文書にて当社の要望を明示したものである。裁定申請書及び令和元年12月13日付総務大臣宛意見書に記載したとおり、ドコモは当該要望に対して、何ら質問をせず、返答もしなかったが、この事実をもって、「協議が行われていない」とするドコモの主張は誤りであり、それ以前の協議事実も踏まえ、全体として「協議は行われたが、最終的にドコモは当社要望を拒否し、協議は不調に終わった」のが実際の経緯である。

なお、ドコモは、当社との協議における優先順位が音声定額サービスであったことを「裁定を求める事項1」に関する協議が行われていないとする理由として掲げているが、この「優先順位」は、令和元年12月13日付総務大臣宛意見書6頁に記載したとおり、協議する課題を極力一つに絞り、他の課題については協議を遅延させるというドコモの一方的な協議方針である。「優先順位」は、協議の進捗を遅らせるためのドコモの方便である。

- (2) 第1章 2. 「一方当事者の申請内容を超えた総務省の判断枠組みに両当事者を羈束しようとするものであり、卸契約と相互接続協定とを分けて規律した法の趣旨を没却する」(ドコモ意見書4頁)について

ドコモは、卸役務提供は義務ではなく、卸役務提供料金についても、当事者間の相対協議により自由に決定できるとしている。しかし、そもそも裁定申請に至ったのは、ドコモが当社が要望する卸役務提供を一切拒否したからであり、ドコモは自ら電気通信事業法第39条の定めに従う結果を招いたに過ぎない。従って、ドコモが裁定に羈束されるのは当然の帰結である。

さらに、ドコモは、「本裁定案は、音声卸役務に関し、申請者である日本通信すら求めていなかった金額の算定方法等についてまで、両当事者を羈束する条件を示している」とし、これを不当であるとしているが、この解釈は誤りである。

令和2年2月18日付電気通信紛争処理委員会宛当社意見書の1頁及び2頁で述べたとおり、本裁定案に示された金額の算定方法等は我が国において広く適用されている標準的な考え方であり、新たな解釈を必要とするものでもない。また、それを採用すること自体、何ら不便や不合理性は無いはずであり、当事者が誰であっても、金額の算定方法等に関する議論は本裁定案に記載された算定方法等に近いものに収斂すると考えるのは自然である。逆に、本裁定案に記載されている金額の算定方法等が明示されないと、申請当事者である当社の経験からも裁定後に不要な議論が発生することが予測され、裁定の円滑な履行が危ぶまれる。このように、本裁定案は、当然予想された標準的な算定方法等をその必要性に基づいて記載しただけである。

仮に、本裁定案に示された算定方法等以外に合理的な方法等が存在するというのであれば、ドコモは意見陳述の機会にそれを提示すべきであった。

なお、裁定申請書9頁乃至11頁「3. 裁定を求める事項に対する当社の見解 (3) 音声通話サービスの卸料金額」に記載したとおり、当社が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金」での卸役務提供を求めることは、ドコモの公共性及び公益性並びに公平な競争の観点から妥当である。

付言すると、ドコモは、ドコモ意見書10頁において、平成30年以降、総務省の研究會等において「音声卸料金について見直す考えを明確に表明」しているとしているが、当社や他のMVNOは、平成27年に開催された「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」やその他の會議において卸音声通話サービスの改善を要望している。係る要望がなされていたにもかかわらず、ドコモは未だに当該サービスの改善を図っていない。

(3) 第1章 3. 「本裁定案は公正競争の促進目的による規制の根拠及び目的と規制内容の関連性が示されていない」(ドコモ意見書5頁)について

ドコモは、本裁定案は合理的根拠を欠くものであると述べ、その第1の理由の説明において、「本事案の協議において具体的に(ドコモの)交渉上の優位性」は認定されていないとしているが、裁定申請書2頁から6頁に記載したとおり、平成26年4月以降、5年以上の期間にわたり、卸音声サービスに係る当社要望に関して代替案を提案することなく応諾しなかったこと自体が、卸役務提供元であるドコモが優越的な地位を濫用し、「公正競争の促進」を阻止してきたことを示す証左である。

そもそも当社をはじめとする MVNO は、MNO のネットワーク設備を共同利用して事業を展開するという点において MNO と協業する側面を有しているものの、両者は通信事業における競争事業者としての側面も有している。ドコモがサービスの卸元であるという優越的な立場を利用して、競合関係にある MVNO のサービスを制限しようとする行為が非難されるのは当然である。

ドコモは、また、第 2 の理由として、「本裁定案は、「原価プラス利潤」という算定方法でなければ、「公正競争の促進」が図られないと認定する根拠を一切示していない」と述べているが、ドコモの主張は以下のとおり論理的に誤っており、かつ不適切である。

第一に、当社の裁定申請事項 1 は、「音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で卸電気通信役務として提供」することであるから、この申請に対して裁定がなされるべきである。ドコモが例示している「カケホーダイ」等の試算例は当社の求めと異なるから、裁定の過程において議論すること自体、意味がない（当社が「適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金」で卸電気通信役務の提供を求めることの妥当性は、裁定申請書 9 頁乃至 11 頁で述べたとおりである。）。

第二に、公正競争を促進するためには、競争を行うための諸条件を極力同一にすること、即ち競争条件のイコールフットイングが求められる。ドコモが例示した「カケホーダイ」等の試算例は、ドコモの調達原価（他事業者に支払う接続料等）と当社の調達原価（ドコモに支払う卸金額）が異なることを前提としており、この前提自体が最早「公正競争」に必要となる条件を満たしていない。

第三に、ドコモが例示した「カケホーダイ」等の試算例は、それが例示であったとしても不適切である。ドコモの試算は、「カケホーダイ」等における現行の利用者料金額での提供を前提としているため、利用者料金低減を含めた利用者利便性の向上や競争促進を無視した提案になっているからである。ドコモはドコモ意見書 7 頁において、この試算例を引用し、「公平競争を確保するための卸料金がどのような水準であるかは、以上のような検討過程から導かれるべきものであり」と主張しているが、この主張こそ、ドコモ自身が提供している音声通話定額サービスの価格を維持しようとする「価格統制」であり、市場競争を阻止しようとしている行為の現れである。

このように、ドコモは、裁定制度の枠組みを理解しないばかりか、利用者利便性や市場競争の重要性自体を無視している。

なお、ドコモが例示している「カケホーダイ」等の試算例において一部非開示の部分があるので推測の域を出ないが、ドコモが示している計算結果は、ドコモの「カケホーダイ」等に対抗する音声通話定額サービスを当社が提供するためには、現在の卸料金額を引き下げる必要があることを示しているものと思われる。換言すれば、ドコモは、現在の卸料金額では、当社が競争力のある音声通話定額サービスを提供できないことを既に認識していることになる。それにもかかわらず、長年にわたり、当社の要望に応じてこなかったドコモの姿勢は、優越的地位の濫用に他ならないとの結論に達する。

以上のとおり、ドコモの主張は誤っている。なお、ドコモは、ドコモ意見書 10 頁 第 3 章 3. (1)「(4) 具体的検討 ①公正競争の促進の観点 イ」の第 1 段落において、「本裁定案は、「ドコモは、意図的、非意図的の別にかかわらず、卸役務の協議における交渉上の優位性を背景として、音声役務の料金を高止まりさせていると推認できる」とするが、前提事実を誤っている。」としているが、これも前記(1)項並びに本項で述べた理由により、ドコモの事実認識自体が誤っている。

- (4) 第 1 章 4. 「本裁定案は、個別具体的な紛争処理を離れて法律制定と同様の一般的ルール策定を行おうとするものであり、ルール制定における民主的プロセスに反する」（ドコモ意見書 8 頁）について

ドコモは、「以上のとおり、本裁定案は、一方当事者自身の申請内容を超えた算定方法等についてまで両当事者に協議させることもなく一定の条件を強制し」などと批判するが、前記(2)で述べたとおり、裁定申請者である当社は、裁定履行の確実性担保の観点から、本裁定案は適切であると考えている。

また、前記(1)及び(3)で述べたとおり、「一定の条件を強制される」に至った原因は、優越的地位の濫用に基づく協議不調を招いたドコモ自身にある。

- (5) 第 3 章 3. (3)「(4) 具体的検討 ①公正競争の促進の観点 エ」（ドコモ意見書 11 頁）について

ドコモは本項の最終段落（12 頁）において日本通信との協議経緯を取り上げ、「当社が、当社交換機におけるプレフィックス番号の付与が可能であることや、着信は現状通りでも構わないこと（資料 5、6 ハイライト部分参照）等の具体的解決策を提示した」としているが、これは事実ではない。

資料5や資料6を見てもわかるとおり、これらの協議は当社がドコモと卸音声通話サービスに関する契約を締結した平成22年4月以前に行われたブレインストーミングともいえるべき協議であり、音声サービスに関する一般的な意見交換を行っていたに過ぎない。このことは、資料5や資料6に記載されているとおり、制度的な制約等を考慮しながら、両当事者が様々な可能性を探っていることから一目瞭然である。また、ドコモから明確な提案がなされていなかったことも読み取れる。従って、ドコモから具体的解決策が提示された事実はない。

ドコモとの音声接続に関しては、その後、平成27年に当社から再度提案を行い（令和元年12月13日付総務大臣宛当社意見書8頁の「なお、この音声接続に関し、」で始まる段落に記載）、複数回の協議を行った。従って、課題解決のための検討がなされた経緯が存在しており、「日本通信においては、少なくとも当社との間においては、課題解決のための検討がなされた経緯は存しない」とするドコモの主張は誤りである。

以上